

公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー
文化プログラム派遣(提供)制度
<京都市 MICE 開催支援事業>
要項

1. 目的

この制度は、京都市内で開催される MICE において、京都らしさを演出し、且つ MICE 参加者に「ほんまもの京都」の一端に触れていただく機会を提供するため、芸舞妓の派遣等を行うことにより、京都での MICE 開催を支援することを目的とします。

2. 派遣(提供)対象事業

派遣(提供)の対象とする MICE は、一般観光目的ではなく、企業・団体等が主催するコンベンション、ミーティング、インセンティブ・トラベル等で、次の要件を全て満たす事業とします。但し、(公財)京都文化交流コンベンションビューロー理事長が特に必要と認める場合は、この限りではありません。

- 京都市内で開催されるもの
- 京都市内での会期が2日間以上
- 開催事業の参加予定者数が100名以上500名未満であること
- 参加予定者数のうち7割以上が京都市内で宿泊すること
- 開催事業自体が営業行為を目的としないものであること
- 政治活動又は宗教的活動を目的としないものであること

3. 派遣(提供)条件

(1)派遣(提供)プログラムの内容と活用場面

派遣(提供)するプログラムの内容は、京舞、和太鼓、茶道、着物着付け等本制度の主旨に沿った内容とし、原則、式典やレセプション等、当該派遣(提供)対象事業の参加者全員を対象とした場面に活用いただくこととします。

(2)費用

上記(1)に定める内容において、その派遣(提供)に要した費用を当ビューローがお支払いします(上限30万円)。お支払いする費用は、そのプログラムの派遣(提供)自体に要した費用とします。

(3)特記事項

プログラムによっては、舞台・音響等の設営を要するものがある場合や、参加者の交通用具等が必要な場合などがあります。プログラムの派遣(提供)費用以外に要する費用については、申請者側の負担にてご用意をお願いします。

4. 申請・審査

(1)申請者

申請者は派遣(提供)対象事業の主催者とします。代理店等が申請される場合は、別途主催者等連絡先の情報をご提出いただきます。

(2)申請受付期間

申請受付期間は、派遣(提供)対象事業の開催予定日の1年前から1ヶ月前の期間とします。

(3)申請書類

別紙申請書(押印)及び当該事業の補足資料(企画書、事業計画書、プログラム等)
派遣(提供)予定プログラム見積書

(4)申請書提出先

〒604-0862 京都市中京区烏丸通夷川上ル京都商工会議所ビル5階
(公財)京都文化交流コンベンションビューロー
コンベンション部 MICE 文化プログラム派遣(提供)制度担当 宛
Tel 075-212-4140 Fax 075-212-4121 E-mail kyoto@hellokcb.or.jp

(5)審査

申請を審査した上で、当該事業が派遣(提供)対象となった場合は、「MICE 文化プログラム派遣(提供)通知書」を当財団から発行します。なお、申請書を提出いただいた後も、派遣(提供)通知書が発行されるまで派遣(提供)は確定しません。また、第8項のとおり、派遣(提供)対象となる事業が次年度の場合、予算が確定するまでは「MICE 文化プログラム派遣(提供)通知書」は発行されません。予めご了承ください。

5. 報告

(1)変更事項報告

申請者は、申請事項等変更のあった場合は直ちに書面をもって報告していただきます。

(2)取り消し

下記の場合は派遣(提供)を取り消すこととします。
申請事項に虚偽があった場合
申請事項に変更が生じ、派遣(提供)が適当でないと認めるとき
その他理事長が不適当な事由があると認めるとき

(3)事業完了報告

申請者は、派遣(提供)事業終了後15日以内に、派遣(提供)プログラム受入状況、及び宿泊実績を書面をもって報告いただきます。

(4)支払

上記(3)事業完了報告受理後、派遣(提供)プログラム事業者からの請求により、その派遣(提供)に要した費用をお支払いします(上限30万円)

6. 備考

派遣(提供)決定後、派遣(提供)に伴う詳しい打合せを行います。(含む派遣元(プログラム提供)業者) 催事の内容等によっては派遣(提供)できない場合もございます。
派遣(提供)先は原則京都市内とします。

7. その他

本派遣(提供)事業は、京都市からの補助金により行っております。今後、予算状況等により事業を中止する場合がございます。また年度内においても予算の範囲内で行うものであり、原則申請順で審査を行う事から、申請状況によっては募集を中止する場合がございます。予めご了承下さい。

附則

この要項は、平成23年10月3日から適用します。

